

高浜発電所3、4号機の常設直流電源設備設置工事について（概要）

1. 概要

重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行う、特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置する。

常設直流電源設備(3系統目)は、本体施設の工事計画認可（高浜発電所3号機：2015年8月4日、高浜発電所4号機：2015年10月9日）から5年間の経過措置期間(法定猶予期間)までに設置することが要求されている。

2. 工事計画認可申請の経緯

2017年3月17日 原子炉設置変更許可申請

2017年6月28日 原子炉設置変更許可

2019年8月22日 工事計画認可申請

3. 工事概念図

